



社会医療法人恵和会

訪問看護ステーション

恵庭すずらん

電話: 0123-34-1155 (代表)

電話: 0123-38-5225 (直通)

FAX : 0123-38-5363 (直通)

担当看護師 : 高田・原



目次

訪問看護ステーション恵庭すずらんの特徴	1
社会医療法人恵和会と私たちステーション恵庭すずらんの考え方 ...	2
私たちがお伺いたします??	3
訪問看護で受けられる主なサービス	4
営業日・営業時間・訪問地域	5
訪問時間や訪問回数そして費用について	6
訪問看護を受けるまで	7・8
在宅療養に関するお問い合わせ・お申込みについて	9





3つの強みがあります!!!

医師との連絡が密です!



療養中の不安や急な体調の変化まで、訪問看護室で受けたご連絡は短時間で確実に主治医へ伝わります。

主治医が勤務していない日でも、他の医師が必ず勤務しており確実に医師の指示を受けることができます。

※当院医師が「かかりつけ医」の場合です。

多面的サポートとして訪問診療と訪問リハビリを行っています!



恵庭第一病院では訪問看護以外にも訪問診療・訪問リハビリをおこない、色々な側面から皆様の在宅療養をサポートしています。

※訪問診療・訪問リハビリについてはお問合せ下さい。

かかりつけ病院として入院もサポート!



恵庭第一病院は北海道が認定した恵庭市内の二次救急医療機関です。

常に救急対応できる状態を維持し、万が一 自宅での急変にも入院までしっかりサポートできます。安心して住み慣れた自宅でお過ごしください。



社会医療法人恵和会法人理念

● 地域に密着した良質な医療の提供

地域住民の健康を守る一助となる



訪問看護ステーション

恵庭すすらんの目標

住み慣れた自宅で病気や障がいがあっても、自分らしく暮らせるよう、私たちは寄り添いサポートします。

《《私たちがお伺いします!!》》



所長 高田 誓子

看護経験

脳神経外科病棟・救急医療・内科全般
(消化器・循環器)・緩和ケア・認知症
対応など多岐にわたり経験

受講研修等

緩和ケア研修会課程履修・療養病棟認
知症対応力向上研修



看護師 原 小百合

看護経験

精神科・一般内科・認知症対応 (療養
病床) で経験を積み、訪問看護師として
の経験が豊富

受講研修等

訪問看護師養成講習会・精神訪問看護
研修会Ⅱ (訪問看護基本療養費Ⅱ)



訪問看護で受けられる主なサービス

＜医療的な全身観察＞

- 健康状態の観察
- 病状悪化の防止・回復

＜看護師ならではの処置及び看護＞

- 点滴・注射などの医療的処置

＜看護師からの医療的な指導・管理＞

- 療養生活の相談とアドバイス
- 痛みの軽減や服薬管理

＜恵庭第一病院訪問看護室ならではのサービス＞

- 訪問診療・訪問リハビリテーションによる複合的支援
- 緊急時の対応
- 主治医・ケアマネージャー・薬剤師との密な連携





営業日・営業時間・訪問地域

1. 営業日

営業日は月曜日から金曜日までです。土曜日・日曜日・祝日は休業日となります。

また、次の期間についても休業です。

＜12月30日から1月3日まで＞

※上記休業日につきまして訪問希望が御座いましたら、極力ご希望に沿う様に訪問調整を致します。（ご希望通りの訪問日程をお約束する事ではありません）

2. 営業時間

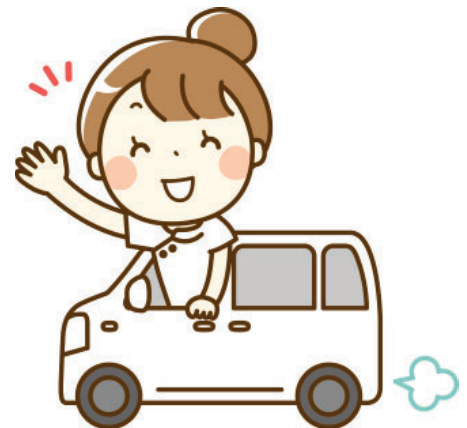
午前9時から午後5時までです。

※上記時間帯以外の訪問希望はご相談ください

※電話対応は24時間可能です（緊急を要する場合は、医師又は病院への連携を迅速に実施します）

3. 訪問地域

恵庭市・千歳市・北広島市



訪問時間や回数そして費用について

<訪問時間や訪問回数について>

介護保険の場合と医療保険の場合とで変わります！

介護保険の場合だと、ケアプランに沿って1回の訪問時間は20分・30分・1時間・1時間半の4区分があります。医療保険の場合は、通常週3回までで、1回の訪問時間は30分から1時間半程度です。

ご本人やご家族のご希望を伺って、どのくらい訪問すればよいか決めますが、病気や状態によっては、毎日伺うこともできます。

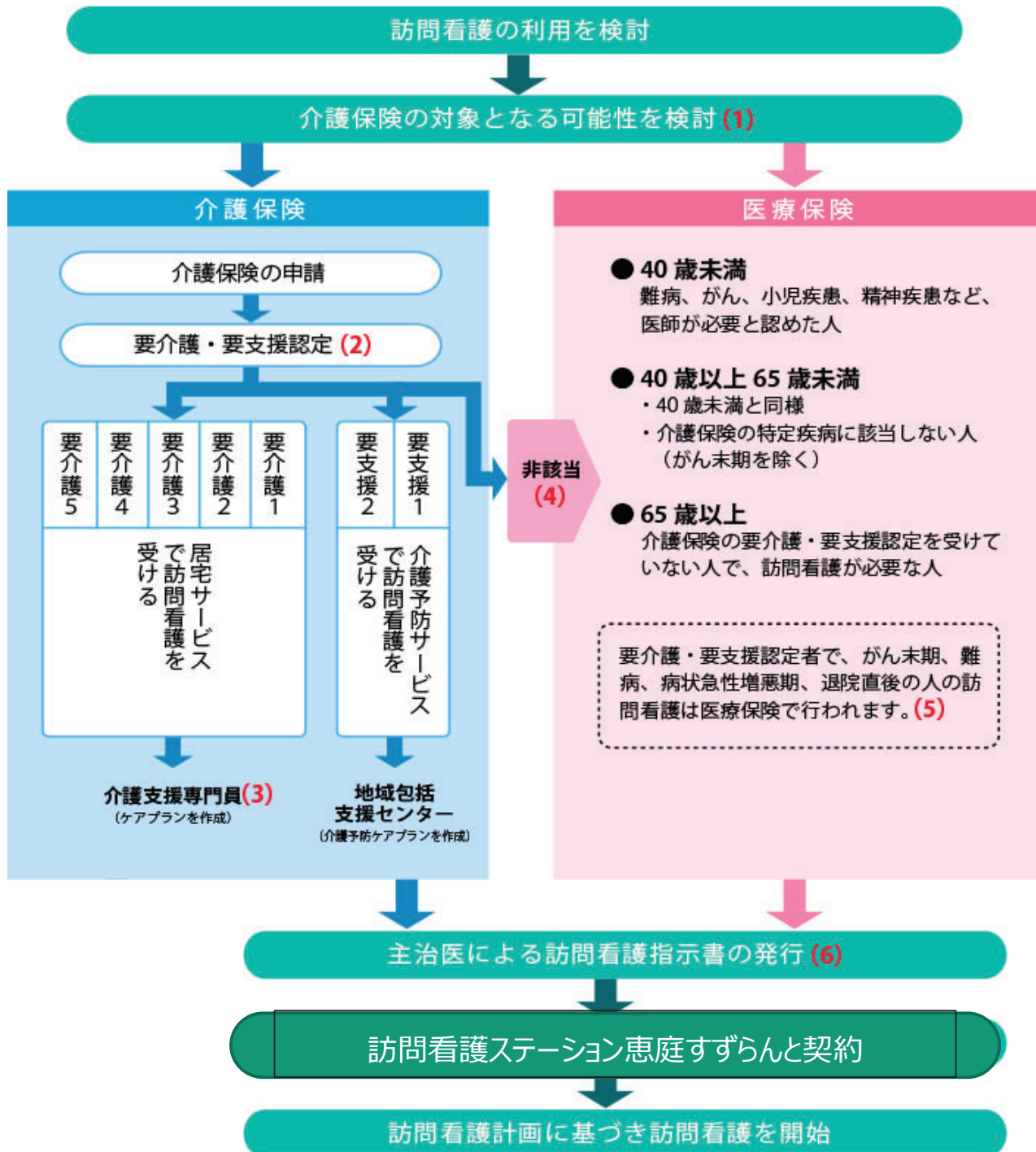
<訪問看護の費用について>

かかった費用の自己負担は、保険の種類や所得・年齢によって異なりますが、原則1割から3割です。

自己負担が軽くなる制度もありますので、ご相談ください。

※自己負担の算出は詳細に決められています。ご遠慮なく「訪問看護ステーション恵庭すずらん」まで、お問い合わせください。

訪問看護を受けるまで





前頁表中の各注釈のご説明

- (1) 年齢や病名等によって、介護保険が利用できる場合があります。
- (2) 要介護・要支援認定を受けられている方は、介護保険による訪問看護サービスを受けられます。
- (3) ケアプランが必要となる場合は、居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）等々の紹介および調整等の支援を行います。
- (4) 要介護・要支援認定で「非該当」となったときは、医療保険で訪問看護サービスが受けられます。
- (5) 要介護・要支援認定を受けていても医療保険が適用される場合があります。
- (6) 訪問看護サービスを受けるには、かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。





在宅療養に関するお問い合わせ

お申込みについて

○訪問看護

直通 TEL 0 1 2 3 - 3 8 - 5 2 2 5
直通 FAX 0 1 2 3 - 3 8 - 5 3 6 3
担当看護師 高田・原

○訪問リハビリ

直通 TEL 0 1 2 3 - 3 3 - 2 5 2 5
直通 FAX 0 1 2 3 - 3 3 - 2 5 2 5
担 当 宮野

○地域医療連携室

直通 TEL 0 1 2 3 - 3 8 - 3 5 3 7
直通 FAX 0 1 2 3 - 3 8 - 5 3 6 3
担 当 小川（訪問診療担当）
担 当 相良（訪問看護担当）

訪問看護ステーション恵庭すずらんでは恵庭第一病院と連携をして、各医療機関の地域医療連携室や近隣のクリニック、更に地域の介護事業所との連携強化を図るとともに、ご利用者やご家族の方々から直接頂くご相談にもしっかり対応いたします！





社会医療法人会
恵 和

恵庭第一病院

診療科

- ・内科 ・血液内科 ・腫瘍内科 ・循環器内科 ・呼吸器内科
- ・消化器内科 ・脳神経内科 ・脳神経外科 ・整形外科
- ・泌尿器科 ・外科 ・肛門外科 ・人工透析内科 ・リハビリテーション科

